



パーク堆肥の製造、廃棄物収集運搬業、バイオマス燃料供給などを通じ、長年培った技術で循環型社会構築に貢献する山興緑化(有)(美郷町小松地、河村健司社長)。



「働きやすい環境」について社員同士で話し合い、河村社長へ積極的に提案する風通しのいい気風

トントン拍子で話が進んだ。社員45人のうち、山岡美穂さんが初めて制度を利用。「8歳の息子の学童保育に合わせ、30分始業時間を遅らせてもらったり、お迎えがあるときには、時間単

同社が時間単位の年次有給休暇、始業終業時刻の繰上げ繰下げの両制度を導入したのは、2020年9月。木川裕美総務課長をはじめとする社員から、河村社長へ就業規則の見直しを提案した。



制度を利用することで「育児と仕事の両立が、自分らしく続けられています」と山岡さん

位の有給休暇を取ったりしています。社内「第一号」としては、「社長をはじめ、社員の皆さんが『せっかくの制度なんだから、しっかり役立てて』と背中を押してくださいました。より一層、仕事にも励もうと思います」といきいきとした笑顔で語る。

柔軟に就業規則を見直し 仕事と育児を両立しやすい職場に

島根県では、子育てしやすい柔軟な働き方ができる事業所を増やすため、「時間単位の年次有給休暇制度」や「育児短時間勤務制度」(3歳以上・代替制度あり)を導入した事業所に対し、一定の利用実績で奨励金を支給しています(詳細は下欄参照)。

「就業規則」を見直して、仕事と子育てを両立しながら働き続けることができる職場環境づくりを進めませんか。

子育てしやすい職場づくり奨励金

令和3年3月31日までに制度を導入、
令和4年3月31日までの申請について

奨励金

20万円
[1制度導入]

上限額
40万円

※令和3年4月1日以降に制度を導入した場合は、
10万円/1制度(上限20万円)となります。

支給要件

常勤労働者数50人未満の
島根県内の事業所(本支店、営業所等)

次のア・イの制度を令和2年4月1日以降に導入し、
一定の利用実績があること

ア 時間単位の年次有給休暇制度
(対象)18歳までの子どもがいる労働者
(性別は問いません)

イ 育児短時間勤務制度(3歳未満を除く)

代替制度:フレックスタイム制度、
始業終業時刻の繰上げ繰下げ

(対象)小学6年生以下の子どものいる労働者
(性別は問いません)

出産後職場復帰奨励金

出産後の復職に取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。

令和2年4月1日以降に産前休業を開始した場合、新制度が適用されます
労働者数等に応じて

奨励金 10万円、20万円

令和2年3月31日までに産前休業を開始した場合、旧制度が適用されます

休業期間に応じて

奨励金 10万円、20万円、40万円

対象事業者 島根県内に本社(または主たる事業所)がある中小・小規模事業者等(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です)

詳しくは最寄りの商工会議所または商工会へ、お気軽にお問い合わせください

または

松江商工会議所
TEL 0852-25-2556

島根県商工会連合会本所
TEL 0852-21-0651

島根県商工会連合会石見事務所
TEL 0855-22-3590

詳細は島根県
女性活躍推進課の
ホームページを
ご覧ください。

